

建設業の許可について

建設業許可業者の注意事項（高知県知事許可用）

建設業の許可は、有効期間の途中であっても、基準を満たさなくなれば取り消しになります。
以下の注意事項をよくお読み下さい。

第1 個人事業者の場合は

事業主である個人が受けた許可です。次の場合は廃業の届け出（様式第22号の4）が必要です。

- 事業主から退いたとき
 - 新たに事業主になった方が許可を受ける必要があります。（認可申請（P3-157）を除く）
許可基準を満たさない場合には、許可を受けることができません。
- 法人組織（会社）にしたとき → 法人として新たに許可を受ける必要があります。（認可申請を除く）
- 建設業をやめたとき
- その他許可の基準を満たさなくなったとき
 - ・支配人（経營業務管理責任者）がいなくなった、常勤でなくなったとき
 - ・専任技術者がいなくなった、常勤でなくなったとき など

後継者に建設業を継がせ、建設業の許可を受けようとする場合には、以下の点に注意して下さい。

- 後継者（新たな事業主）が、**経營業務の管理責任者となる資格を有していること**（以下はその例）
 - ・後継者を事業の専従者にしてから6年間以上の実績がある（事業主の確定申告書控で、6年間分の専従者としての実績を確認します。）
 - ・後継者を「支配人」として商業登記を行っており、支配人として5年間以上の実績がある 等
- 後継者が**経營業務の管理責任者となる資格を有していない場合は**、資格を有している者を「支配人」として登記し、経營業務の管理責任者とすることも出来ます。この場合すでに受けている許可については廃業の手続が必要です。

また、次の場合は許可の基準にかかわるので、届け出が必要です。

- 支配人（経營業務管理責任者）が交替したとき
- 営業所の専任技術者が交替したとき

第2 法人事業者（会社）の場合は

会社という法人が受けた許可です。次の場合は廃業の届け出（様式第22号の4）が必要です。

- 建設業をやめたとき
- 法人が合併により消滅したとき
- 法人を解散したとき
- その他許可の基準を満たさなくなった場合（様式第22号の3による届け出が必要です。）
 - ・経營業務管理責任者がいなくなった、常勤でなくなったとき
 - ・専任技術者がいなくなった、常勤でなくなったとき
 - ・欠格要件に該当したとき（法第8条第1号及び第7号から第14号まで）

また、次の場合は許可の基準にかかわるので、届け出が必要です。（P3-22）

- 経營業務管理責任者が交替したとき
- 専任技術者が交替したとき

第1 建設業の許可とは

1. 建設業とは

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

委託、雇用、委任など使用される名義のいかんを問わず、実質的に報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約はすべて建設工事の請負契約とみなされます。（建設業法（以下「法」という。）第2条第2項）

2. 許可を必要とする方

次に掲げる建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、元請負人として施工するか下請負人として施工するか、又、法人であるか個人であるかを問わず、建設業法の規定に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。（法第3条第1項）

建築一式工事	・ 工事1件の請負代金の額が、1,500万円以上の工事 ・ 木造住宅工事の場合は、工事1件の請負代金の額が、1,500万円以上、かつ、延べ面積が150㎡以上の工事
建築一式工事以外の建設工事	工事1件の請負代金の額が、500万円以上の工事

※請負代金の額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。（以下同じ。）

※上記の許可の必要となる請負代金は、注文者が材料を提供し、直接契約する請負代金の額に材料の価格が含まれない場合であっても、その市場価格や運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えた額で判断します。

一口に建設工事や建設業といっても、その内容は様々なものがありますので、建設業法は、建設業の業種を、建設工事の種類ごとに区分し、その業種ごとに建設業の許可が必要であることとしています。

1 土木工事業	9 管工事業	17 塗装工事業	25 建具工事業
2 建築工事業	10 タイル・れんが・ブロック工事業	18 防水工事業	26 水道施設工事業
3 大工工事業	11 鋼構造物工事業	19 内装仕上工事業	27 消防施設工事業
4 左官工事業	12 鉄筋工事業	20 機械器具設置工事業	28 清掃施設工事業
5 とび・土工工事業	13 舗装工事業	21 熱絶縁工事業	29 解体工事業
6 石工事業	14 しゅんせつ工事業	22 電気通信工事業	
7 屋根工事業	15 板金工事業	23 造園工事業	
8 電気工事業	16 ガラス工事業	24 さく井工事業	

※建設業の許可を受けようとする場合は、これらの業種のうちから、自分が建設工事の請負営業をしようとする建設工事から考えて、必要な業種を選び、後述する許可要件を備えて、許可を申請することとなります。

※土木工事業（土木一式工事）と建築工事業（建築一式工事）は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメントする業務に対する許可です。

※土木工事業（土木一式工事）と建築工事業（建築一式工事）の許可を受けた建設業者が、500万円以上の他の専門工事を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受けなければなりません。

3. 許可を受けなくてもできる工事

上記2に掲げた建設工事以外の工事（軽微な工事）のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。（法第3条第1項）

4. 知事許可と大臣許可

建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事が行うこととされています。この区分は、特定建設業・一般建設業の別、業種の別にかかわらず、営業所の所在地によってなされます。

知事許可	1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設置し、建設業を営む場合（1つの都道府県の区域内に複数の営業所を設置する場合を含む。）
大臣許可	2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設置し、建設業を営む場合（例えば、本店：高知県、支店：大阪府）

※2つ以上の業種について知事許可を受けて建設業を営んでいる者が、ある1つの業種について、他の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には、すべての業種について国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

※大臣許可、知事許可の区分は営業所の所在地のみによりなされる区分であるため、営業する区域又は建設工事を施工する区域についての制限はありません。

営業所の範囲

営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

ア 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実態的な業務を行っていること。

イ 業務に関する権限を委任されていること。

ウ 事務所など建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、机等の備品を備えていること。

したがって、建設業には全く無関係な支店、営業所及び単に登記上の本店や、建設業に関係があっても特定の目的のため臨時に置かれる工事事務所、作業所等は該当しません。

5. 許可の区分（一般建設業の許可と特定建設業の許可）

建設業の許可は、その許可を受けようとする業種ごとに、一般建設業か特定建設業かのいずれかの許可に区分されます。

一般建設業	建設工事の最初の注文者（発注者）から直接請け負った1件の建設工事について、下請代金の総額が4,500万円以上（建築工事業は7,000万円以上）となる下請契約を締結して下請負人に施工させることはできません。なお、下請負人が次の段階の下請負人と下請契約を締結する場合は、この制限はありません。
特定建設業	下請負人に発注する代金の額についての制限はありません。ただし、特定建設業者には、下請負人保護のための義務が課されています。

※1つの業種について、一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。

※発注者から直接請け負う1件の工事の請負金額については、一般建設業者であっても特定建設業者であっても制限はなく、一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する場合、又は4,500万円未満（建築工事業は7,000万円未満）の工事を下請施工させる場合は、請負金額に制限はありません。

※下請代金の総額が4,500万円未満（建築工事業は7,000万円未満）か否かを判断する際には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

6. 許可の有効期限

許可の有効期間は、許可のあった日から5年間です。（許可のあった日から5年目の、許可のあった日に対応する日の前日をもって満了します。）（法第3条第3項）

許可の有効期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日をもって満了しますので注意してください。

また、その後も継続して営業しようとする場合は、許可期限満了の日の30日前までに許可更新の申請手続きが必要です。

第2 許可を受けるための要件

建設業の許可を受けるためには、次の要件を全て満たしていることが必要です。

1. 適切な経営能力を有すること
2. 適切な社会保険に加入していること
3. 専任の技術者を有していること
4. 請負契約に関して誠実性を有していること
5. 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
6. 欠格要件等に該当しないこと

1. 適切な経営能力を有すること（法第7条第1号、第15条第1号）

適切な経営能力を有するものとして、（イ）又は（ロ）のいずれかの体制を有するものであること

イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当すること

- （1）建設業に関し、5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- （2）建設業に関し、5年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位として経営業務を管理した経験を有する者
- （3）建設業に関し、6年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位として経営業務の管理責任者を補佐した経験を有する者

ロ 常勤役員等のうち一人が（1）又は（2）のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員を直接に補佐する者として、①～③に該当する者をそれぞれ置くものであること

- （1）建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
- （2）建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者

- ①許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
- ②許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
- ③許可申請等を行う建設業者等において5年以上の業務運営の経験を有する者

※常勤役員等とは、法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその者又は支配人をいいます。

※常勤とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を有しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

※経営業務の管理責任者としての経験は、法人の役員の場合、常勤・非常勤の別は問いません。

※上記イ（3）の「経営業務の管理責任者を補佐した経験」とは、個人事業主の子や配偶者で、事業専従者である経験などです。

2. 適切な社会保険に加入していること（法第7条第1号、第15条第1号）

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること

3. 専任の技術者を有していること（法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所に、次表に掲げる専任の技術者を置くことが必要です。

なお、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種は、指定建設業として指定されており、この7業種について特定建設業の許可を受けようとする場合は、営業所に置く専任の技術者は、国土交通大臣が定める国家資格者等でなければなりません。

専任の技術者とは

その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する技術者をいいます。

従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。

<p>一般建設業の許可を受ける場合</p>	<p>次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>イ ①許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、建設業の種類別指定学科を修めて高等学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者、又は同様に大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>②枠外の表(表1)に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有する者、または、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有する者（指定建設業（法第15条第2号）及び電気通信工事業は適用外）</p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>ハ ①許可を受けようとする建設業に応じ、建設工事の施工に関連する資格を有している者、又は国土交通大臣が法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p> <p>②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し旧実業学校卒業程度検定規定による検定で上記イの規定の学科に合格した後5年以上実務の経験を有する者</p> <p>③許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し旧専門学校卒業程度検定規定による検定で上記イの規定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p>
<p>特定建設業の許可を受ける場合</p>	<p>次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>ただし、指定建設業の許可を受けようとする場合は、イ①又はハ①に該当する者であること。</p> <p>イ ①許可を受けようとする建設業に応じ、建設工事の施工に関連する資格を有している者</p> <p>②表1に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有する者、または、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有する者（指定建設業（法第15条第2号）及び電気通信工事業は適用外）</p> <p>ロ 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請負い、その請負代金の額が4,500万円以上（昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上）であるものに関して2年以上指導監督的な実務の経験を有する者</p> <p>ハ ①許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（国土交通大臣認定者）</p> <p>②許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣がロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p>

(表 1)

検定種目		指定学科
土木施工管理・造園施工管理	⇔	土木工学
建築施工管理	⇔	建築学
電気工事施工管理	⇔	電気工学
管工事施工管理	⇔	機械工学

※経營業務の管理責任者と専任の技術者とは、それぞれの要件に合致する限り、同一人が兼ねることができます。(表 1)

※複数の業種の許可を受けようとする場合、1人の技術者が複数の業種の要件を満たすときは、専任の技術者を兼ねることができます。ただし、「複数の営業所」の専任の技術者を兼ねることはできません。

4. 請負契約に関して誠実性を有していること

(法第7条第3号、第15条第1号)

許可を受けようとする者が法人の場合は、その法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人の場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

※不正な行為とは、請負契約の締結又は履行に際して、詐欺、脅迫、横領、文書偽造など法律に違反する行為をいいます。不誠実な行為とは、工事内容、工期などについて請負契約に違反する行為をいいます。

※不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者とは、過去の一定期間内において、建設業又は建設業に類似する営業(宅地建物取引業、建築士の業務など)等に関し、不正な行為又は不誠実な行為を行った経歴があり、今後もそのような行為を繰り返すおそれが明らかに認められる者及び暴力団員をいいます。

5. 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

(法第7条第4号・第15条第3号)

倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において次に掲げる要件を備えていることが必要です。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
<p>次の<u>いずれかに</u>該当すること。</p> <p>イ 自己資本の額が500万円以上であること。 ※1、※2</p> <p>ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。※3</p> <p>ハ 許可申請の直前過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有すること。</p>	<p>次の<u>すべてに</u>該当すること。</p> <p>イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>ロ 流動比率が75%以上であること。</p> <p>ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>

※1 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

※2 財産的基礎の基準に適合しているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により行います。

※3 500万円以上の資金を調達する能力を有するかどうかの判断は、申請日前1ヶ月以内の証明基準日の金融機関の預金残高証明書又は融資証明書により行います。

6. 欠格要件等に該当しないこと（法第8条、第17条）

以下に該当する場合は、許可を受けられません。

- ① 許可申請書又はその添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載がある場合、又は重要な事実の記載が欠けている場合。
- ② 申請者が法人の場合はその役員等、個人の場合は事業主本人、その他に支配人、営業所の代表者などが、以下のような要件に該当している場合。（主な場合のみを記載しています。）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方

ハ 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない方

ニ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない方

ホ 上記ハの届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった方で、当該届出の日から5年を経過しない方

ヘ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない方

ト 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方

チ 次に掲げる方で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方

- ・禁錮以上の刑に処せられた方
- ・建設業法に違反して罰金の刑に処せられた方
- ・建築基準法、宅地造成等規制法、景観法、都市計画法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法のうち政令で定めるものに違反して罰金の刑に処せられた方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、又は刑法や暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられた方

リ 暴力団員や過去5年以内に暴力団員であった方、又は暴力団員等に事業活動を支配されている方

第3 許可を受けるまでの手続き

1. 許可申請の概要

(1) 申請区分一覧表

許可の申請区分	申請内容
新規	ア 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部について、一般建設業の許可を申請する場合 (この場合、特定建設業の廃業が必要となります)
許可換え新規	ア 他の都道府県知事許可から高知県知事許可へ イ 高知県知事許可から国土交通大臣許可へ ウ 国土交通大臣許可から高知県知事許可へ
般・特新規	ア 一般建設業の許可を受けている者が取得済の許可について新たに特定建設業の許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可を受けている者が取得済の許可について新たに一般建設業の許可を申請する場合 (この場合、特定建設業の廃業が必要となります)
業種追加	ア 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合
般・特新規 +業種追加	般・特新規と業種追加を同時に申請する場合
般・特新規 +更新	般・特新規と更新を同時に申請する場合
業種追加+更新	業種追加と更新を同時に申請する場合
般・特新規 +業種追加+更新	般・特新規と業種追加と更新を同時に申請する場合

(2) 受付場所

許可申請は以下のいずれかで受け付けています。

(本庁 (6階))

高知県土木部土木政策課 建設業振興担当

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9815

(出先機関)

安芸土木事務所総務課

〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 TEL 0887-34-3135

中央東土木事務所総務課

〒783-0004 南国市大桶甲1592 TEL 088-863-2171

高知土木事務所総務課

〒780-0814 高知市稲荷町11-26 TEL 088-882-8141

中央西土木事務所総務課

〒781-2110 吾川郡いの町1381 TEL 088-893-2111

須崎土木事務所

〒785-8586 須崎市東古市町6-26 TEL 0889-42-1700

幡多土木事務所

〒787-0010 四万十市古津賀4-61 TEL 0880-34-5222

(3) 申請書類の提出部数

正本1部、副本1部

※副本は、正本をコピーしたものでも差支えありません。

※副本は、許可申請者の控えとして返却します。

※添付書類のうち、法人の登記事項証明書、納税証明書、役員等の登記されていないことの証明書、身分証明書は、原本を正本に添付してください。副本はコピー可です。

申請区分 \ 許可の区分	一般又は特定的一方のみ申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
1. 新規	90,000 円	180,000 円
2. 許可換え新規	90,000 円	180,000 円
3. 般・特新規	90,000 円	—
4. 業種追加	50,000 円	100,000 円
5. 更新	50,000 円	100,000 円
6. 般・特新規＋業種追加	—	140,000 円
7. 般・特新規＋更新	—	140,000 円
8. 業種追加＋更新	100,000 円	※150,000 円又は 200,000 円
9. 般・特新規＋業種追加＋更新	—	190,000 円

注) 高知県収入証紙による納付となります

※ 一般又は特定的一方のみを追加 ＋ 一般と特定の両方を更新 …… 150,000 円
一般と特定の両方を追加 ＋ 一般と特定の両方を更新 …… 200,000 円

第4 許可の後に必要な手続等

1. 届出が必要な事項

事業年度が終了した（決算をした）とき及び許可申請書の記載事項に変更が生じたときは、その都度、変更事項の届出をして下さい。（更新等の申請書とは別に提出して下さい。届出がされていない場合は許可手続きに支障があります。）提出部数は**2部（正1部、副1部）**です。

※様式は新しくなることがありますので、土木政策課のホームページから最新の様式をダウンロードして提出して下さい。

(1) 毎年届出が必要な事項

届出事項	変更届の様式及び添付書類 (添付書類は、必要なものを添付して下さい)	提出時期
事業年度（決算期）の終了による貸借対照表等の変更 （決算終了後の変更届） ※作成の際は次項のチェックリストもご参照ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・工事経歴書(様式第2号) ・直前3年の工事施工金額(様式第3号) ・貸借対照表 (法人様式第15号、個人様式第18号) ・損益計算書 完成工事原価報告書 (法人様式第16号、個人様式第19号) ・株主資本等変動計算書(法人のみ様式第17号) ・注記表(法人のみ様式第17号の2) ・附属明細表(法人のみ様式第17号の3)(注1) ・事業報告書(株式会社のみ) ・納税証明書(知事許可は事業税、大臣許可の法人は法人税、大臣許可個人は所得税) 	毎年事業年度終了後4月以内
※ 以下の事項も変更があれば同じ変更届出書に添付して下さい。		
使用人数の変更	使用人数(様式第4号)	
令3条に規定する使用人一覧表の変更	令3条に規定する使用人一覧表(様式第11号)	
定款の変更	定款	
健康保険等の加入状況の変更(注2)	健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	

(注1) 資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部の計上した金額の合計が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)が対象

(注2) 保険加入の場合は、以下の書類も併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」(写)又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(写)等

雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」(写)等

・代行機関(商工会、労働組合、労務士等)に委託している場合

代行機関が発行(押印のあるものに限る)した保険料の納入通知書(労災・労働・雇用の内訳が分かるもの)(写)及びこれにより納入した保険料の領収書(写)の2点を添付すること。

決算終了後の変更届（事業年度終了報告書）チェックリスト
※誤りが多い事項を抜粋しています。作成の際には特にご注意ください。

チェック欄

法人	表紙	知事名を記入。	
		法人番号（13桁）を記入。	
	工事経歴書 （様式2号）	個人名はイニシャル等で記入。（例：県庁太郎→K. T.） ※個人情報保護の観点から個人名が特定されないようイニシャル等で記入。	
		建設業許可を取得している業種は全て記入。（実績が無い場合も、実績無しで作成）	
	直前3年の各事業年度における工事施工金額 （様式3号）	建設業許可を取得している業種は全て記入。（実績が無い場合も、「0」と記入）	
		合計金額は「損益計算書（様式16号）」の完成工事高と一致。	
	貸借対照表 （様式15号）	純資産の部の株主資本の欄は、「株主資本等変動計算書（様式17号）」の当期末残高の欄と一致。	
		資産の部のうち「その他」に属する費用で資産合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入。	
		負債の部のうち「その他」に属する費用で負債合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入。	
	損益計算書 （様式16号）	完成工事原価は、「完成工事原価報告書」の完成工事原価と一致	
	販売費及び一般管理費のうち「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費合計の10%を超えるものは、別途科目を立てて記入。		
	営業外収益及び営業外費用のうち「その他」に属する費用でそれぞれの合計の10%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入。		
注記表 （様式17号の2）	2(5)消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法を必ず記入。		
	9(1)事業年度末日における発行済株式の種類及び数を必ず記入。		
事業報告書（写し）	株式会社の場合は添付が必要。		
納税証明書（原本）	事業税の納税証明書（「滞納がありません。」の記載がある納税証明書は、入札参加資格審査時に使用するものであり、誤り）。		

個人	表紙	知事名を記入。	
	工事経歴書 （様式2号）	個人名はイニシャル等で記入。（例：県庁太郎→K・T） ※個人情報保護の観点から個人名が特定されないようイニシャル等で記入。	
		建設業許可を取得している業種は全て記入。（実績が無い場合も、実績無しで作成）	
	直前3年の各事業年度における工事施工金額 （様式3号）	建設業許可を取得している業種は全て記入。（実績が無い場合も、「0」と記入）	
		合計金額は「損益計算書（様式19号）」の完成工事高と一致。	
	貸借対照表 （様式18号）	資産の部のうち「その他」に属する費用で資産合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入。	
		負債の部のうち「その他」に属する費用で負債合計の5%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入。	
	損益計算書 （様式19号）	販売費及び一般管理費のうち「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10%を超えるものは、別途科目を立てて記入。	
		営業外収益及び営業外費用のうち「その他」に属する費用でそれぞれの合計の10%以上の金額になるものは、別途科目を立てて記入。	
	納税証明書（原本）	事業税の納税証明書（「滞納がありません。」の記載がある納税証明書は、入札参加資格審査時に使用するものであり、誤り）。	

(2) 変更のあったときに届出する事項

届出事項	変更届の様式及び添付書類 (添付書類は、必要なものを添付して下さい)	提出 時期
経営業務の管理責任者の交替	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) ・常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 証明書(様式第 7 号) ・常勤役員等の略歴書(様式第 7 号別紙) ・常勤の資料(注 1) ・経験を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> 〈法人の役員としての経験(期間・業種)〉 <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、 又は閉鎖登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書) ・許可がある場合は、許可通知書の写し 許可がない場合は、契約書(写)又は施工証明書等の経験が確認できる書類 〈個人事業主としての経験(期間・業種)〉 <ul style="list-style-type: none"> ・許可がある場合は、許可通知書の写し 許可がない場合は、契約書(写)又は施工証明書等の経験が確認できる書類 	事 実 の 発 生 後 2 週 間 以 内
常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者の交替	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第 7 号の 2) ・常勤役員等の略歴書(様式第 7 号の 2 別紙一) ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第 7 号の 2 別紙二) ・常勤の資料(注 1) ・経験を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> 〈常勤役員等の法人の役員又は個人事業主としての経験(期間・業種)〉 <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、 又は閉鎖登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書) ・許可がある場合は、許可通知書の写し 許可がない場合は、契約書(写)又は施工証明書等の経験が確認できる書類 〈常勤役員等の役員等に次ぐ職制上の地位における経験(地位・業務・期間)〉 <ul style="list-style-type: none"> ・組織図等(役員等に次ぐ職制上の地位であるかの確認) ・業務分掌規定、過去の稟議書等(業務内容が財務管理、労務管理又は業務運営であるかの確認) ・人事発令書等(期間) 〈常勤役員等を直接に補佐する者の経験(業務・期間)〉 <ul style="list-style-type: none"> ・業務分掌規定、過去の稟議書等(業務内容が財務管理、労務管理又は業務運営であるかの確認) ・人事発令書等(期間) ※常勤役員等を直接に補佐する者の経験は申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限る ・組織図等(常勤役員等を直接に補佐する者の位置づけの確認) 	
経営業務の管理責任者の氏名の変更(婚姻等)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) ・常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 証明書(様式第 7 号) ・常勤役員等の略歴書(様式第 7 号別紙) ・戸籍抄本または住民票の抄本 ・常勤の資料(注 1) 	
常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者の氏名の変更(婚姻等)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第 7 号の 2) ・常勤役員等の略歴書(様式第 7 号の 2 別紙一) ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第 7 号の 2 別紙二) ・戸籍抄本または住民票の抄本 ・常勤の資料(注 1) 	
経営業務の管理責任者、常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者がなくなったとき	許可の要件を満たさなくなるため廃業届の提出が必要です。	

届出事項	変更届の様式及び添付書類 (添付書類は、必要なものを添付して下さい)	提出時期
専任技術者の交替、資格又は担当業種の変更	<p>(1) 登録する人について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第22号の2) ・専任技術者証明書(様式第8号) <p>〈一般建設業は〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一級・二級国家資格者証等(写) ②実務経験証明書(様式第9号) <p>＋必要に応じて、指定学科の卒業証明書(写)または指定検定種目の第一次検定又は第二次検定の合格証明書(※指定建設業7業種および電気通信工事業については適用除外)(写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ③監理技術者資格者証(写) <p>〈特定建設業は〉</p> <p>指定建設業7業種(土)(建)(電)(管)(鋼)(舗)(園)は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一級国家資格者証(写) ②国土交通大臣特別認定者証(写) <p>指定建設業7業種以外の業種は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一級国家資格者証等(写) ②指導監督的実務経験証明書(様式第10号)及び二級国家資格者等(写) ③指導監督的実務経験証明書(様式第10号)及び実務経験証明書(様式第9号) <p>＋必要に応じて、指定学科の卒業証明書(写)または指定検定種目の第一次検定又は第二次検定の合格証明書(※指定建設業7業種および電気通信工事業については適用除外)(写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ④監理技術者資格者証(写) <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の資料(注1) ・現住所の確認資料(新しく専任技術者になる方のみ) <p>(2) 登録を削除する人について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第22号の2) ・専任技術者証明書(様式第8号) 	事実の発生後2週間以内
専任技術者の氏名の変更(婚姻等)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第22号の2) ・専任技術者証明書(様式第8号) ・戸籍抄本または住民票の抄本 ・常勤の資料(注1) 	
専任技術者がいなくなったとき	許可の要件を満たさなくなるため、当該専任技術者が担当していた業種の廃業届の提出が必要です。	
健康保険等の加入状況に変更があったとき(従業員数のみの変更を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ・健康保険等の加入状況がわかる確認資料 <p>※令和2年10月1日より社会保険への加入が許可要件になりました。適用事業者で社会保険等に未加入となった場合は、許可の要件を満たさなくなるため廃業届の提出が必要です。P3-22の「廃業届出が必要な事項」及び「届出書が必要な事項」をご確認ください。</p>	
本社の称号、名称又は所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第22号の2)(第1面のみ) ・許可申請書の別紙二(2) ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・営業所内外部の写真(所在地に変更があった場合のみ) <p>※写真については以下の点に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の全景は社名が確認できる看板等を含むこと。 ・建設業の許可票(標識)の掲示が確認できること。 	事実の発生後30日以内
資本金額の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第22号の2)(第1面のみ) ・株主(出資者)調書(様式第14号) ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 	
営業所の名称又は所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第22号の2)(第1面+第2面) ・許可申請書の別紙二(2) ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・未登記の場合は賃貸借契約書等所在地が確認できる書類 ・営業所内外部の写真(所在地に変更があった場合のみ) 	

届出事項	変更届の様式及び添付書類 (添付書類は、必要なものを添付して下さい)	提出 時期
営業所の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面+第 2 面) ・許可申請書の別紙二(1) ・誓約書(様式第 6 号) ・健康保険等の加入状況 (様式第 7 号の 3) ・健康保険等の加入状況がわかる確認資料 ・専任技術者証明書(様式第 8 号) ・専任技術者の資格を証する書類等 ・専任技術者の常勤の資料 (注 1) ・令 3 条に規定する使用人の一覧表(様式第 11 号) ・令 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第 13 号) ・商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ・未登記の場合は、賃貸借契約書等所在地が確認できる書類 ・営業所内外部の写真 ・令 3 条に規定する使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注 2) ・令 3 条に規定する使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の証明書」(注 3) 	
法人の役員等(株主等も含む)の変更 (交替、就任、退任、氏名変更等) (代表者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) ・商業登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) ・役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第 12 号) ・役員等の一覧表(許可申請書の別紙一) ・株主(出資者) 調書(様式第 14 号)※様式第 14 号: 変更の有無にかかわらず必要 <p>※今回、新たに役員等に就任した方がいる場合、以下の書類も併せて提出下さい。(以前より役員等であった方に変更があった場合は以下の書類は不要です。) また、誓約書(様式第 6 号)は役員個人ではなく、会社名で署名して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書(様式第 6 号) ・「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注 2) ・「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の証明書」(注 3) <p>※H27. 4. 1 以降に株主等に変更があった場合、上記の提出書類のうち、「商業登記簿の謄本(履歴事項全部証明書)」、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」、「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の証明書」は不要です。また、役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第 12 号)については、賞罰及び署名は不要です。</p>	事実の発生後 30 日以内
個人事業主の氏名の変更(婚姻等)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) ・戸籍抄本または住民票の抄本 	
従たる営業所の代表者、支配人(令 3 条の使用人)の変更(交替、就任、退任)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面+第 2 面) ・誓約書(様式第 6 号) ・令 3 条に規定する使用人の一覧表(様式第 11 号) ・令 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第 13 号) ・「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注 2) ・「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の証明書」(注 3) <p><個人事業者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書(支配人登記) 	
従たる営業所の代表者、支配人(令 3 条の使用人)の氏名の変更(婚姻等)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) ・戸籍抄本または住民票の抄本 	
電話番号、郵便番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) <p>(法律上の届出義務はありませんが、許可事務の必要上届出をお願いします。)</p>	

(注 1) 「常勤の資料」には、健康保険被保険者証(写)か標準報酬決定通知書(写)、又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書(写)等を添付して下さい。なお、個人事業の事業主分については必要ありません。

健康保険被保険者証(写)を添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングをしてください。

※上記資料に加えて、現住所の確認資料の提出を求める場合があります。

- (注2) 各法務局・地方法務局戸籍課で申請提出日3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。(証明事項は一番目にチェックをして下さい。)なお、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。
- (注3) 本籍地の市町村役場で申請提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。(ただし、外国人登録者は、住民票を持参下さい。)

2. 許可の申請が必要な場合

- ア 許可の有効期間は5年間です。許可を継続したい方は、有効期間の切れる30日前までに更新の許可申請書を提出して下さい。(更新手数料は、一般・特定各々につき、県証紙5万円)
- イ 次の場合は、高知県知事に許可の申請書を提出して下さい。(業種追加手数料は、一般・特定各々につき県証紙5万円。新規許可手数料は、県証紙9万円。)

(1) 現在受けている一般(特定)の許可に他の業種を追加したいとき	業種追加
(2) 一般の許可を受けている業種を特定の許可に変更したいとき	般特新規
(3) 特定の許可を受けている業種を一般の許可に変更するとき (その業種についての特定許可の廃業届を提出して下さい。)	般特新規
(4) 許可を受けている個人業者が、法人(有限会社、株式会社等)になったとき(※個人の許可は廃業届を提出して下さい。)	新規(法人として) (認可申請を除く)

- ウ 次の場合は、別の許可行政庁に新規許可の申請書を提出して下さい。

(1) 他の都道府県にも建設業を営む営業所を設ける場合	国土交通大臣
(2) 高知県内の営業所を廃止し、他の一つの都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合	他の都道府県知事

大臣許可 複数の都道府県に建設業を営む営業所を置く場合

知事許可 一つの都道府県の区域内にのみ建設業を営む営業所を置く場合

3. 標識の掲示(法第40条)

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごと(発注者から直接請け負ったものに限る)に、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければなりません。(P3-225)

4. 廃業届出が必要な事項

次の事項に該当した場合は、届出者が廃業届(様式第22号の4)と添付書類を2部(正1部、副1部)ご提出下さい。(事業承継等に係る事前認可を受ける場合を除く。)

廃業届を提出する際は、余白部に担当者の氏名及び連絡先を記載してください。

届出事由	届出者	添付書類	事実発生後30日以内
1 個人の事業主が死亡したとき	その相続人	戸籍謄本(個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることを確認できるもの)	
2 法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	当該法人の役員であったことを確認できる解散登記後の閉鎖事項全部証明書	
3 法人が破産手続開始決定により解散したとき	その破産管財人	破産管財人であることを確認できる商業登記簿の謄本又は裁判所命令書	
4 法人が解散したとき	その清算人	当該法人の清算人であることを確認できる履歴事項全部証明書	
5 許可を受けた建設業を廃止したとき (一部業種の廃止も含む)	法人であるときはその役員 個人であるときはその者	なし※	

※経営業務の管理責任者あるいは専任技術者がいなくなったことに伴う廃業の場合は、下記にある届出書（様式第 22 号の 3）も併せてご提出下さい。

<届出書が必要な事項>

次の事項に該当した場合は、右の欄に示す期間内に届出書（様式第 22 号の 3）を 2 部（正 1 部、副 1 部）ご提出下さい。

1 経営業務の管理責任者がいなくなったとき	事実発生後 2 週間以内
2 社会保険等へ加入しなくなったとき（適用除外を除く）	
3 専任技術者がいなくなったとき	
4 欠格要件に該当したとき （法第 8 条第 1 号及び第 7 号から第 14 号まで）	

第 5 許可の証明書の発行について

許可の証明書が必要な方は建設業許可証明申請書をご提出ください。

持参される場合は、本人確認書類が必要です。代表者本人又は従業員であることが確認できない場合は、その場で証明書を発行できない場合がありますのでご注意ください。

建設業許可証明申請書は土木政策課のホームページよりダウンロードできます。

提出先 高知県土木部土木政策課 建設業振興担当
〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20
手数料 420円（県証紙）

許可業者の守るべき事項

第1 建設業の許可について

○建設業の許可（第3条）

許可を受けていない業種の建設工事は、元請、下請に関わらず、請け負うことはできない。ただし、政令で定める軽微な建設工事は請け負うことができる。

許可を受けていなくても請け負うことができる軽微な建設工事

- ・ 建築一式工事 請負金額が 1,500 万円未満の工事
又は延べ床面積 150 m²未満の木造住宅工事
- ・ その他の建設工事 請負金額が 500 万円未満の工事

※消費税及び特別地方消費税を含む請負契約の総額

※注文者が材料を提供し、請負代金に材料の価格が含まれない場合はそれらの価格を加えた金額

※単価契約の場合は、1 件の工事に係る全体金額

許可を受けていない業種の工事を請け負う場合は、請負金額に注意して下さい。

下請に出す場合は、下請負人の許可業種に注意して下さい。

○附帯工事（第4条）

許可業種の建設工事を請け負う場合、それに附帯する他の業種の工事は、許可を受けていなくても併せて請け負うことができる。

附帯工事

- ・ 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事
 - ・ 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事
- ※附帯工事は、主たる建設工事の工事価格を上回ってはならない。

○特定建設業の許可（第3条、第16条）

発注者から直接請け負った 1 件の工事について、その業種の特定建設業の許可がなければ、下請代金の総額が下記の額以上になってはならない。

特定建設業の許可を要する下請代金の総額

- ・ 建築一式工事業 7,000 万円以上
- ・ その他の工事業 4,500 万円以上

※この金額については、下請保護を要する金額の合計で判断するので、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

第2 建設工事の請負契約について

○建設工事の請負契約の原則（第18条）

契約の当事者（注文書と請負人、元請負人と下請負人）は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

○建設工事の請負契約の内容（第19条）

契約の当事者（注文者と請負人、元請負人、下請負人）は、契約締結の際に、契約の内容となるべき事項を書面に記載して、署名又は記名押印し、相互に交付しなければならない。

また、契約内容を変更するときも、変更の内容について同様にしなければならない。

※中央建設業審議会の標準請負契約約款等を参考にして下さい。

○現場代理人、監督員の選任等に関する通知（第 19 条の 2）

請負人は、工事現場に現場代理人を置く場合は、現場代理人の権限に関する事項及び現場代理人の行為についての請負人への意見の申し出の方法を書面により注文者に通知しなければならない。

現場代理人 請負人の代理人として工事現場の取締りを行い、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する。通常は常駐である。

注文者（元請負人が下請負人に注文する場合を含む）は、工事現場に監督員を置く場合は、監督員の権限に関する事項及び監督員の行為についての注文者への意見の申し出の方法を書面により請負人に通知しなければならない。

監督員 注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督する。

○不当に低い請負代金の禁止（第 19 条の 3）

注文者（元請負人が下請負人に注文する場合を含む）は、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負代金が通常必要と認められる原価に満たない契約をしてはならない。

※内容の変更にあつた増額をしないことや、不当な減額により原価を下回ることもしてはならない。

○不当な使用資材等の購入強制の禁止（第 19 条の 4）

注文者（元請負人が下請負人に注文する場合を含む）は、契約後に自己の取引上の地位を不当に利用して、使用する資材、機械器具又はこれらの購入先を指定して請負人に購入させ、その利益を害してはならない。

○著しく短い工期の禁止（第 19 条の 5）

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（国土交通省ホームページ 建設・不動産業：工期に関する基準参照

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html）

○建設工事の見積もり等（第 20 条）

建設業者は、契約を締結する際には、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積もりを行うよう努めなければならない。

また、注文者から請求があれば、契約が成立するまでに見積書を交付しなければならない。注文者（元請負人が下請負人に注文する場合を含む）は、随意契約の締結以前又は入札を行う以前に契約の内容（3-146 ページ参照、請負金額を除く）について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、随意契約の締結又は入札までに見積もりをするために必要な期間を設けなければならない。

予定価格	見積期間
	内容提示の日と入札（随意契約）日の間に置く期間
500 万円未満	1 日以上
500 万円以上 5,000 万円未満	10 日以上
5,000 万円以上	15 日以上
※500 万円以上の場合は、やむを得ない事情があれば 5 日以内に限り短縮することができる。	

○工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（第 20 条の 2）

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象（地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事

象、騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象)が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

○契約の保証 (第 21 条)

契約で前金払い (一部を含む) をする定めをしたときは、下記の工事を除き、注文者 (元請負人が下請負人に注文する場合を含む) は建設業者に対して前払いをする前に保証人を立てることを請求できる。

保証人を必要としない工事

保証事業会社の保証に係る工事及び請負代金が 500 万円未満の工事

保証人を立てる事を請求された建設業者は、次のどちらかの保証人を立てなければならない。

①債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払いの保証人 (金銭保証人)

②建設業者に代わって自ら工事の完成を保証する他の建設業者 (工事完成保証人)

請求があった場合に保証人を立てないときは、注文者は、契約の定めにかかわらず、前金払いをしないことができる。

○一括下請負の禁止 (第 22 条)

①建設業者は、請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他者に請け負わせてはならない。(第 1 項)

→ 建設業者とは建設業の許可を受けている者をいいます。

②建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。(第 2 項)

→ 建設業を営む者とは建設業の許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者をいいます。

③第 1 項及び第 2 項の規定は、建設工事が「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」以外の建設工事である場合において、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は適用しない。(第 3 項)

→ 元請負人としての工事現場への技術者の配置等、建設業法のその他の規定により求められるものは必要です。

→ 「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」とは、共同住宅を新築する工事です。(令第 6 条の 3) 共同住宅を新築する建設工事にあつては、第 3 項の規定は適用されませんので、一括下請負は全面的に禁止となります。

○一括下請負の禁止 (入札契約適正化法第 14 条)

公共工事については、いかなる理由があつても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。(公共工事については、建設業法第 22 条第 3 項の規定は適用されません。)

一括下請負に該当する場合

自ら総合的に企画、調整及び指導を行うことをせずに、請け負った工事の

①全部又はその主たる部分を一括してその業者に請負わせる場合

②一部分であつて、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括してその業者に請け負わせる場合であつて、請け負寄せた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認めら

れない場合

実質的に関与とは、

①施工計画の作成 ②工程管理 ③出来高・品質管理 ④完成検査 ⑤安全管理 ⑥下請業者の施工調整 ⑦発注者との協議 ⑧住民への説明 ⑨官公庁への届出等 ⑩近隣工事との調整
について、元請負人は①～⑩、下請負人については①～⑥等について主体的に関わることが必要

一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から監督処分（営業停止等）が行われます。また、一括下請負は、下請工事の元請負人だけでなく下請負人も監督処分の対象となります。

○下請負人の変更請求（第 23 条）

注文者（元請負人が下請負人に注文する場合を含む）は、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、請負人にその変更を請求することができる。（あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人はこの限りでない）

○工事監理に関する報告（第 23 条の 2）

請負人は、その請負った建設工事の施工について建築士法第 18 条第 3 項の規定により建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第 19 条の 2 第 2 項の規定により通知された方法により、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。

第 3 元請負人の義務について

※数次の下請負いがある場合は、すべての元請と下請けの関係に該当するので、注意して下さい。

○下請負人の意見の聴取（第 24 条の 2）

元請負人は、工事施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人が定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞かなければならない。

○下請代金の支払い（第 24 条の 3）

元請負人は、注文者から出来高払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に、その支払われた割合及び当該下請負人が施工した割合に相応する下請け代金を、支払いを受けた日から 1 月以内で、かつ、できる限り短い期間内に、支払わなければならない。

※下請代金の支払いは、出来高払又は竣工払のいずれの場合においても、出来るだけ早期に行うことが必要です。また、注文者から前払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

※特に公共工事においては、発注者からの前払いは現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前払いするよう配慮しなければなりません。

※下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

○検査及び引き渡し（第 24 条の 4）

元請負人は、下請負人から工事を完成した旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内で、

かつ、できる限り短い期間内に、完成を確認する検査を完了しなければならない。また、完成の確認後、下請負人が申し出たときは、直ちに工事の目的物の引き渡しを受けなければならない。(引き渡しの日についての特約(契約で定めた完成の時期から20日を経過した日以前に限る)がある場合はこの限りでない。)

○不利益取扱いの禁止(第24条の5)

元請負人は、元請負人について規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第4 特定建設業者である元請負人の義務及び施工体制台帳の作成義務等について

○特定建設業者の下請代金の支払期日等(第24条の6)

特定建設業者(自らが下請負人の場合を含む)は、下請代金の支払期日を、工事目的物の引渡しの日(特約による一定の引渡し日)から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内にするよう定めなければならない。(下請負人がその業種に係る特定建設業者又は資本金4,000万円以上の法人の場合を除く)

また、支払期日が定められなかった場合は、引渡しの日(特約の日)が支払期日とみなされ、その日までに支払わなければならない。

前記に違反した支払期日を定めたときは、引渡しの日(特約の日)から起算して、50日を経過する日が支払期日とみなされ、その日までに支払わなければならない。また、上記の支払いをしなかったときは、下請負人に遅延利息を支払わなければならない。

遅延利息

引渡しの日(特約の日)から起算して50日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に年14.6%を乗じた額(建設業法施行規則第14条)

※注文者から代金の支払いを受けてなくても支払わなければなりません。また、部分引渡しの場合も、それに対応する代金を期日までに支払わなければなりません。

※特定建設業者は、第24条の3(出来高払や竣工払を受けた日から1月以内)と第24条の5(引渡しの日(特約の日)から50日以内)の両方の義務を負いますが、いずれか早く到来した日が支払期日となります。

○手形による下請け代金の支払い(第24条の6)

手形期間は120日以内で、出来るだけ短い期間としなければなりません。また、特定建設業者(自らが下請負人の場合を含む)は、支払期日までに一般の金融機関(「一般の金融機関」とは預金又は貯金の受入れ及び資金の融通をあわせて業とする銀行、相互銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等をいい、いわゆる市中の金融業者は含まない。)で割引を受けることが困難と認められる手形を交付してはなりません。

○施工体制台帳の作成等(第24条の8)

公共工事においては、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事(公共工事以外の建設工事をいう。)においては、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額が4,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上となったときには、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに、引き渡しをするまで備え置かなければならない。また、発注者から請求があれば、閲覧させなければならない。

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条において読み替えて適用されるため、下請契約を締結する公共工事においては下請契約の請負金額に関わらず施工体制台帳の作成等が義務付けられています。

※様式は全国建設業協会が作成したもの等を参考にして下さい。

○施工体制台帳を作成する工事での下請負人への通知等（第24条の8）

建設業者は、施工体制台帳を作成することになったときは、次の事項を下請負人に書面により通知し、同じ事項を記載した書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

- ①施工体制台帳を作成する建設業者（作成建設業者）の商号又は名称
- ②再下請負通知をしなければならない旨及び、再下請負通知等を提出する場所

その工事の下請負人（下請負人からさらに下請けした者を含む）は、さらに下請けに出す場合は、その都度、作成建設業者に再下請通知書で通知しなければならない。また、上記の事項を下請けに出した業者に書面で通知しなければならない。

○施工体系図の作成等（様式第24条の8）

建設業者は、施工体制台帳を作成する場合は、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、引き渡しをするまで、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

第5 施工技術の確保について

○施工技術の確保（第25条の27）

建設業者は施工技術の確保につとめなければならない。

○主任技術者又は監理技術者の設置等（第26条）

建設業者は、許可を受けた建設工事の施工にあたっては、全ての工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を置かなければならない。

第26条の3に該当する場合を除き、元請負人、下請負人又は一般、特定の許可の別、請負金額の大小にかかわらず主任技術者を置かなければなりません。また、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、その工事の下請契約の合計額が下記の金額以上になる場合は、監理技術者を置かなければなりません。

主任技術者の資格要件 → 一般建設業の営業所の専任技術者と同じ

監理技術者の資格要件 → 特定建設業の営業所の専任技術者と同じ

監理技術者を置くことを要する下請契約の合計額

- ・建築工事業 7,000万円以上
- ・その他の工事業 4,500万円以上

※現場代理人と主任（監理）技術者は別のものです。（同一人物が兼ねることはできません。）

○主任技術者の配置が免除される場合について（第26条の3）

特定専門工事については元請負人及び下請負人の合意により、元請負人の主任技術者が下請負人の主任技術者の行うべき職務を併せて行う場合は下請負人の主任技術者の配置は要しない。この場合、合意は書面により行い、元請負人の主任技術者は当該特定専門工事に関し1年以上の指導監督的な実務の経験を有する者で、当該特定専門工事の現場に専任で置かれる必要がある。なお、この場合下請負人はその下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

特定専門工事

下請代金の合計額が4,000万円未満の大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事及び鉄筋工事

特定専門工事の合意の内容

- 1 特定専門工事の内容
- 2 下請契約の請負代金の額の総額
- 3 元請負人が置く主任技術者の氏名及び主任技術者資格

添付書類

- 1 当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し一年以上の指導監督の実務経験を有することを証する書面
- 2 当該主任技術者が工事現場に専任することを元請負人が誓約する書面

○所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、現場に配置する監理技術者等は、資格を確保したうえで所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。したがって次のような者の配置は認められません。

- ①直接的な雇用関係を有していない者（在籍出向者や派遣など）
- ②恒常的な雇用関係を有していない者（短期雇用など）

特に国、地方公共団体等（第 26 条第 4 項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人）が発注する建設工事（以下、「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

また、親会社及びその連結子会社の間の出向社員は、平成 28 年 5 月 31 日国土建第 119 号の取扱いに基づき、国土交通省土地・建設産業局建設業課長の企業集団確認を受ければ、直接的かつ恒常的な雇用関係と認めることができます。

（詳しくは「監理技術者制度運用マニュアルについて」平成 16 年 3 月 1 日国総建第 315 号 参照）

○監理技術者等の職務等（第 26 条の 4）

監理技術者等は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及びその工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。

監理技術者は上記の職務に加えて、すべての下請人を適切に指導、監督する総合的な機能、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務が重視されます。また、主任技術者であれば下請人を指導・監督する必要が全くないということではありません。

工事の施工に従事する者は、監理技術者等がその職務として行う指導に従わなければなりません。

○技術者の専任（第 26 条）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事では、監理技術者等は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（第 26 条第 3 項）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物とは

- ①国、地方公共団体が発注者である施設又は工作物
 - ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用・ガス事業用の施設又は工作物
 - ③学校、事務所、百貨店、工場、病院、共同住宅等のように多数の人が利用する施設又は工作物
- ②③は代表的な例であり、また、発注者が国、地方公共団体等でない、いわゆる民間工事も含まれ、戸建て住宅を除くほとんどの工事が対象となります。（令第 27 条）

重要な建設工事とは

工事1件の請負代金の額が、4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事をいいます。（注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料の価額が含まれない場合はそれらの価格を加えた額で判断します。）

工事現場ごとに専任とは

専任とは、元請、下請に関わりなく、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」などとの兼任を認めないことを意味し、元請、下請に関わりなく、常時継続的に工事現場に置かれていなければなりません。

- ①元請負人、下請負人の区別なく監理技術者又は主任技術者の専任が求められます
- ②営業所の専任技術者は、現場における監理技術者等になることができません
- ③他の工事現場との兼任はできません

営業所の専任技術者との関係

営業所の専任技術者は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等）を行うことが職務ですから、所属する営業所に常勤していることが原則ですが、特例として、次の要件を全て満たす場合、現場における専任を要しない監理技術者等と兼任することができます。（専任を要する工事の監理技術者等と兼任することはできません。）

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
 - ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
 - ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
 - ④当該工事の専任を要しない監理技術者等であること
- ※②については営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれの職務を質的・量的・時間的に考慮のうえ、従事しうる程度であるか否かを適切に判断することが必要です。

ただし、公共性のある施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち、密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合（県道の改築に併せて、隣接する市町村道を同一の事業者が改築するような場合など）には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。（令第27条第2項）

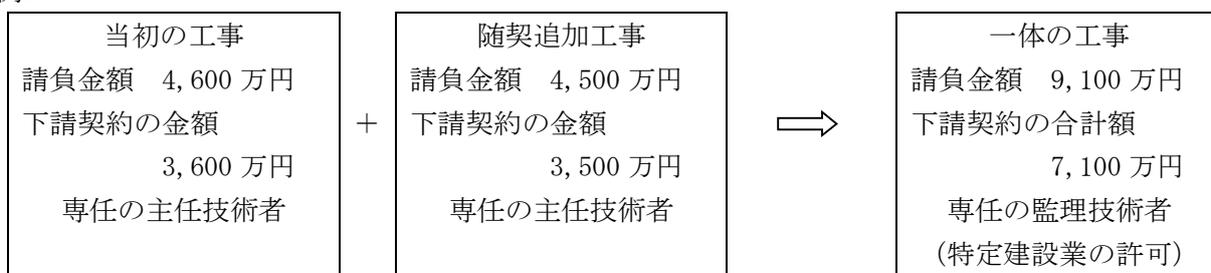
※主任技術者に関する特例であって、専任の監理技術者には適用されません。

2以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合として、同一あるいは別々の発注者が同一の建設業者と契約を締結する場合、次の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が配置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事をひとつの工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

- ・契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。
- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

※当初の請負契約以外の契約が随意契約により締結される場合に限ります。

<例>



この場合、複数の工事をひとつの工事とみなした取扱いとなりますので、有する許可・配置する監理技術者とも発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これら下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

また、これら複数工事にかかる請負金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

その他、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で置く場合は監理技術者が特例監理技術者として2つの現場を兼任することができます。（施行令第28条、第29条）

監理技術者補佐となるための要件

主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、又は、一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること

※監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

○監理技術者資格者証（第26条）

専任の者でなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、講習を受講したもののうちから選任しなければならない。また、その監理技術者は、発注者から請求があれば資格者証を提示しなければならない。

※法改正によって、マンション等の民間工事にも対象が拡大されていますので注意が必要です。

○専門技術者の配置等（第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合に、その一式工事の内容である専門工事（500万円未満の軽微な工事を除く）を施工するときは、その業種の主任技術者となりうる資格を有する者を専門技術者として配置して自ら施工するか、又はその業種の許可を受けている専門工事業者に下請けさせなければならない。

また、専門工事業者等が許可を受けていない業種の工事を附帯工事の範囲で請負う場合（500万円未満の軽微な工事を除く）にも、同様の方法で施工しなければならない。

【建設業法における工事現場の技術者制度】

許可業種	指定建設業（7業種） 土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園		指定建設業以外（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体			
許可の区分	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の合計額	4,500万円以上（建築一式7,000万円）	4,500万円未満（建築一式7,000万円）	4,500万円（建築一式7,000万円）以上は契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国交大臣特別認定者 ③1級技士補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年） ③実務経験（10年）		①一級国家資格者 ②指定検定種目の第一次検定又は第二次検定の合格証明書＋実務経験者（3年又は5年） ②指導監督的な実務経験 ③1級技士補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定検定種目の第一次検定又は第二次検定の合格証明書＋実務経験者（3年又は5年） ③指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年） ④実務経験（10年）
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数のものが利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上となる工事）に配置される場合				
	監理技術者資格者証等	専任を要する場合は必要	不要		専任を要する場合は必要	不要

※専任を要する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任しなければなりません。（第26条第4項）

また、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（第26条第5項）

第6 建設業者の経営に関する事項の審査について

○経営事項審査（第27条の23）

国、地方公共団体その他の公共法人等が発注者である公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を、発注者から直接請け負うとする建設業者は、経営事項審査を受けていなければならない。

※審査基準日が、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降のものに限る。

審査を受けていなければ請け負えない工事

- ・ 建築一式工事 1,500万円以上
- ・ その他の工事 500万円以上

※例外的に重大災害時の応急工事等は除かれますが、通常の災害復旧工事は審査が必要です。

第7 知事（大臣）の監督について

○指示及び営業の停止（第28条）

知事（大臣）は、建設業法に違反した場合や工事の施工、請負契約に関して不適切なことがある場合等、必要な指示をすることができる。又、1年以内の期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○許可の取り消し（第29条、第29条の2）

知事（大臣）は、次の事項に該当する場合は、許可を取り消す。

- 1 経營業務の管理責任者、専任技術者について許可基準を満たさなくなった場合
- 2 建設業者（未成年者の法定代理人を含む）、その役員等※、支配人、営業所長等が次のいずれかに該当するに至った場合
 - ① 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないものの場合
 - ② 禁固以上の刑（禁錮、懲役、死刑）に処せられた場合
 - ③ 建設業法、工事の施工又は労働者の使用に関する法令、暴力行為等の法令に違反したことで罰金の刑に処せられた場合
 - ④ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者の場合
- 3 許可替えの必要がある場合に、新たに他の許可行政庁（都道府県知事又は国土交通大臣）の許可を受けないとき
- 4 許可を受けてから1年以内に営業開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合
- 5 廃業の事由に該当した場合
- 6 死亡した場合において認可をしない旨の処分があった場合
- 7 不正な手段で許可（許可の更新を含む）又は認可を受けた場合
- 8 指示、営業停止の事項に該当し情状特に重い場合、又は営業停止の処分に違反した場合
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者の場合

また、次の事項に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- 1 許可に付された条件に違反したとき
- 2 営業所の所在地を確認できないとき、又は法人の役員、個人の事業主、支配人の所在を確認できないときに、県公報でその事実を公告したときに、その公告の日から30日を経過しても申し出がないとき

※役員等

・ 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは、これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

○許可の取り消し等の場合の建設工事の措置（第 29 条の 3）

有効期間満了による許可の失効、営業停止、許可の取消しの場合に、その処分を受けた者又は一般承継人は、許可の失効又は処分を受ける前に契約が締結された工事に限り施工することができる。

この場合には、許可の失効又は処分を受けた後、2 週間以内に、その旨を注文者に通知しなければならない。

注文者は、通知を受けた日、又は事実を知った日から 30 日以内に限り、契約を解除することができる。

○営業の禁止（第 29 条の 4）

営業の停止を命ずる場合に、役員等及び処分の原因である事実について、相当の責任を有する政令で定める使用人（処分の日前 60 日以内にその地位にあった者を含む）に対して、停止を命ずる範囲の営業について、停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること（当該停止を命ずる範囲の営業を目的とする法人の役員になることを含む）を禁止する。

許可の取り消しを命ずる場合（不正な手段により許可を受けた場合、指示、営業停止に該当し情状特に重い場合、営業停止の処分に違反した場合）に、役員等に対して、取り消しに係る建設業について、5 年間新たに営業（軽微な建設工事のみを請け負うものを除く）を開始することを禁止する。

第 8 その他の事項

○標識の掲示（第 40 条）

店舗及び工事の現場ごと（発注者から直接請け負った工事のみ）に、公衆の見やすい場所に建設業の許可票を掲げなければならない。

○表示の制限（第 40 条の 2）

その業種の建設業の許可を受けていないのに、許可を受けた建設業者であると明らかに誤認される恐れのある表示をしてはならない。

○帳簿の備え付け等（第 40 条の 3）

営業所ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書を引き渡しをした時から 5 年間保存しなければならない。

※この帳簿に関する義務は、すべての建設業者を対象とするものですので、民間工事についても、また下請負人となった場合でも、請負代金の額に関わらず対象となります。

また、発注者から直接工事を請負った元請業者は、施工した工事の瑕疵担保期間を踏まえ、紛争の解決の円滑化に資する書類として以下の図書を 10 年間保存しなければならない。

- ・完成図（工事目的物の完成時の状況を表した図）
- ・発注者との打合せ記録（工事内容に関するものであって、当事者間で相互に交付されたものに限る）
- ・施工体系図（作成義務のある工事に限る）

○指導、条件及び勧告（第 41 条）

知事（大臣）は、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことがある。

○許可申請、変更等の様式について

高知県庁のホームページから、ダウンロードできます。

○許可、経営事項審査等についての問い合わせ先

高知県土木部土木政策課建設業振興担当

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 Tel 088-823-9815

○監理技術者資格者証についての問い合わせ先

(一財)建設業技術者センター高知県支部

〒780-0870 高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3 階 Tel 088-875-7467